

平成29年第1回上三川町議会定例会会議録

平成29年3月2日（木）

1 目 目

（条例・補正予算等上程及び一部採決、委員会付託）
（平成29年度当初予算上程（町長説明・一般会計歳入説明））

平成29年3月2日～3月16日

町議会定例会会議録

平成29年3月2日第1回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記(総務係長) 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	秋山 正徳	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	川島 信一
健康課長	梅沢 正春	保険課長	海老原俊輔
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第2号 上三川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第3号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第5号 上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 上三川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第8号 上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 町立学校医等に対する報酬支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第11号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第12号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第13号 町道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第14号 上三川町営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第15号 上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第16号 平成28年度上三川町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第19 | 議案第17号 平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第20 議案第18号 平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第19号 平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第20号 平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第21号 平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第22号 平成28年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第23号 平成29年度上三川町一般会計予算

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成29年第1回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、平成29年度予算など重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待をいたします。また、議会運営につきましてもお協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成29年第1回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

○議長【津野田重一君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、平成28年11月分から平成29年1月分までの3カ月分、及び平成29年2月に実施された定例監査結果報告が提出されております。

次に、組合議会関係では、平成28年第3回石橋地区消防組合議会定例会審査結果、及び平成29年第1回小山広域保健衛生組合議会定例会審査結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、14番・稲葉 弘君、1番・篠塚啓一君を指名いたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成29年第1回上三川町議会定例会会期報告をいたします。

本日招集されました平成29年第1回町議会定例会の運営について議長より諮問され、2月10日及び24日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果についてご報告をいたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案29件、一般質問通告者9人です。

会期につきましては、本日3月2日から3月16日までの15日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、議案を上程し、議案第1号については人事案件のため、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第2号から議案第15号までにつきましては、提案説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。議案第16号から議案第22号までの補正予算につきましては、提案説明後、全体質疑、討論を行い、本日、採決をお願いいたします。議案第23号から議案第29号までの平成29年度当初予算につきましては、1日目、及び2日目の提案説明後、全体質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりです。

3日目及び4日目は休会といたします。

5日目及び6日目は一般質問を行います。一般質問は、くじで決定した順により、5日目5人、6日目4人といたしました。

7日目及び8日目は休会といたします。

9日目、12日目及び13日目は常任委員会を開き、付託案件審査をお願いいたします。

なお、常任委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

10日目、11日目、及び14日目は休会としますが、14日目は各常任委員会の報告書作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

15日目を最終日として、各常任委員長より付託案件審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、最終日に議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から16日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から16日までの15日間と決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3、議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

固定資産評価審査委員3名のうち、このたび委員の森 玄雄氏が、来る3月31日をもって任期満了となるため、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

森氏は、4期12年にわたり、固定資産評価審査委員として、その豊富な経験と知識を発揮され、公平・中立的な立場から、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査などにご尽力いただきました。今後も、その高い識見と長年培われた経験を本町の地方自治の進展に寄与いただけるものと考えております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省き直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第1号は同意することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第4、議案第2号「上三川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第5、議案第3号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第2号「上三川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、地方公務員法の改正により、任命権者が報告すべき事項に、平成28年度から導入された人事評価及び退職管理の状況を報告条項に追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第3号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、施行日以降、新たに任命され教育長は、常勤の特別職としての身分となり、昨年11月10日に任命の新教育長からその適用となりましたことから、旧教育長として規定した本条例が不要となるため、本条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につき

ましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取り扱いをお願いいたします。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 1点なんですけれども、議案の第2号で、地方公務員法の改正によって人事評価ということを言われていますけれども、この人事評価というのは、我々はちょっとわからないんですけれども、どういう方法で要するに人事評価するのか。生徒の場合ですと通信簿ということになると思うんですけれども、行政のほうでどういうふうな評価をするのかね、それをお聞きしたいと思います。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

人事評価につきましては、平成28年4月から国のほうの法律で実施が義務づけられたものでございます。それ以前につきましても、勤務評定と人事評価にかわる評価自体は実施しておりましたが、昨年4月から国の義務づけがなされたというものです。中身につきましては、各市町村、また行政ごとにそれぞれ考えるものでそれぞれ違うんですが、本町で実施しておりますのは、目標管理による実績評価と、個人の能力評価の二本立てで実施しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第6、議案第4号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第7、議案第5号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第4号「上三川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、職員の職業生活と家庭生活との両立を支援するため、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、本町職員に対し、介護及び育児に関する休暇制度等について、介護休暇の分割取得や介護時間の新設など、国家公務員の勤務条件に準じた改正を行うため本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号「上三川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、育児休業等の対象となる子の

範囲の拡大、及び介護時間の制度が新設されたことなどから規定を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第8、議案第6号「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第9、議案第7号「上三川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、国家公務員の取り扱いに準じ、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大及び介護休暇の分割取得、さらに介護時間の新設を規定するため本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号「上三川町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、外国で勤務等を行う配偶者との生活を希望する職員の休業は、3年の休業期間の範囲内で、期間の延長を一度申請できることとしておりますが、国家公務員の取り扱いに準じ、特別な事情がある場合における再延長の規定を新たに追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第10、議案第8号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部

を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「上三川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用している条項にずれが生じるため本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。9番、石崎幸寛君。

○9番【石崎幸寛君】 附則で、「この条例は、29年5月30日から施行する。」となっていますけれども、この理由はどういうことでしょうか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 附則につきましては、法律に合わせるということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 これは委員会に付託されるんですが、簡単に言うと、どういうことでもってこれを考えればいいのか、ちょっと簡単に説明してくれますか。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 内容につきましては、ことしの7月から地方公共団体間での情報提供、相互にやりとりが開始されます。それに伴いましてマイナンバー法、国で言いますと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちらのほうの19条に新たに、そういった情報連携が開始されることに伴いまして、1号、号が加わりましたので、今まで引用した号が1号繰り下がるので、本条例については変更はございませんが、引用している国の法律に1号加わったために今回の改正が必要となるものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 ですから、その中身を、どういうふうに1号加わって、どういうふうになったから改正するのか教えてくださいということなんです。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 先ほど申しましたとおり、地方公共団体間での情報がやりとりされるというのが、今までは規定がございませんでした。それが1号加わりましたので、今まであった条項については地方公共団体間で、例えば、教育委員会と町部局でのやりとりができるということで定まっておりました。その条項が1号ずれたので、今までそれを引用していた本条例のほうの改正を行ったというこ

とでございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第11、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第12、議案第10号「町立学校医等に対する報酬支給条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき設置する、上三川町学校運営協議会の委員の報酬、及び総務省の地域おこし協力隊推進要綱に基づき設置を予定しております、上三川町地域おこし協力隊の隊員の報酬を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号「町立学校医等に対する報酬支給条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、労働安全衛生法に基づく上三川町立学校職員のストレスチェックに係る面接相談医の面接指導の報酬を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 議案第9号の中で、学校運営協議会委員ということでもありますけれども、具体的にはどういう仕事をやるんですか、それをお聞きしたいと思います。

議案第10号は、学校職員のストレスチェックということで条例改正ということなんですけれども、今の学校の先生方の状況、例えば、長期欠席者がどのぐらいいるのか、それがわかれば、中身ですね、ぜひ、つかんでいる範囲でお教えいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問の議案第9号の件について先にお答えいたします。

学校運営協議会の運営の内容でございますが、学校の運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民の皆さんが参加できる仕組みを導入して、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくために、上三川型コミュニティスクールを29年度から研究調査をしていくために学校運営協議会を設置し、その委員を定めるものでございます。

続きまして、議案第10号の学校医の報酬の関係ですが、こちらに関しまして、現在の上三川町立小

中学校の教職員の中に、長期の休業をとっている職員はございません。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第13、議案第11号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、及び日程第14、議案第12号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第11号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、介護保険法第78条の4の規定に基づき、従うべき基準としている厚生労働省令の一部が改正となり、地域密着型通所介護の基準を新たに定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、介護保険法第115条の14の規定に基づき、従うべき基準としている厚生労働省令の一部が改正され、介護予防小規模多機能型居宅介護の人員に関する基準等の改正により、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。勝山議員、常任委員会での質疑をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第15、議案第13号「町道路線の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第13号「町道路線の認定について」、ご説明いたします。

本案件につきましては、道路法第8条第1項の規定により、住宅開発に伴い整備され、町に帰属された道路等11路線を町道路線として認定したいので、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。12番、稲見敏夫君。

○12番【稲見敏夫君】 ちょっとお尋ねしたいんですが、この町道を認定する場合に町の規定とか、そういうのがありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。

町道認定に当たりましては、町の町道認定基準がございまして、そちらのほうの基準に基づいて町道認定をするものでございます。認定基準の具体的内容につきましては、まず、重要な路線であり、かつ次のいずれかに該当するものというふうなことで、まず、1点目としましては、道路の起点、終点及び国道、県道または町道のいずれかに通じる道路。2点目としまして、公共施設の相互間を連絡する道路。3点目としまして、国道、県道、または町道のいずれかの道路から公共施設に通じる道路。4点目としまして、開発行為等により設置された道路というような基準を設けているものでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。14番、稲葉 弘君。

あ、済みません。稲葉 弘君、委員会での質疑をお願いいたします。失礼しました。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第16、議案第14号「上三川町営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第14号「上三川町営住宅入居者選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、平成28年度に建築課が新設されたことに伴い、事務分掌が変更されたことにより本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第17、議案第15号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第15号「上三川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

このたびの改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」等に基づき、本町職員の介護及び育児に関する休暇制度等について、介護休暇の分割取得や介護時間の新設などを規定するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第18、議案第16号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」から日程第24、議案第22号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました、議案第16号から議案第22号までを一括説明いたします。

まず、議案第16号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」について、主なものをご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するとともに、歳入歳出予算額の確定、もしくは確定見込みのもの、さらに、繰越明許費の追加、地方債の追加及び変更とあわせ、今後の町政運営に配慮することとして編成したものでございます。

まず、歳入予算につきましては、町税では、個人町民税及び固定資産税の増額補正を、国庫支出金では、主に保育所等整備交付金の減額補正を、県支出金では、主に安心こども特別対策事業に係る補助金

の増額補正を、繰入金では、財政調整基金繰入金及び義務教育施設整備基金繰入金の減額補正を、町債では、教育債を増額補正いたします。

歳出予算につきましては、総務費では、主に財政調整基金の積立金の増額補正を、民生費では、主に障がい者自立支援給付費、及び児童医療費助成に係る扶助費の増額補正を、衛生費では、主に不燃物・びん缶収集運搬業務に係る委託料を、クリーンパーク茂原廃棄物処理及び小山広域保健衛生組合し尿処理に係る負担金の減額補正を、農林水産業費では、主に農地集積推進事業に係る交付金、農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額補正を、商工費では、企業誘致奨励金交付事業に係る交付金の減額補正を、土木費では、主に地籍調査事業に係る委託料、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額補正を、消防費では、主に防災無線等整備事業に係る工事請負費の減額補正を、教育費では、主に幼稚園就園奨励費及び第3子以降子育て支援費に係る補助金の減額補正をするものでございます。さらに、自治体情報セキュリティ強化対策事業、個人番号カード・通知カード発行事務負担金、障がい児通所施設整備事業、上三川いきいきプラザ施設設備修繕事業、大山保育所整備事業、富士山地区市街地整備事業に係る繰越明許費の補正を、障がい児通所施設整備事業に係る地方債の追加を、消防防災施設等整備事業及び学校教育施設等整備事業に係る地方債の変更をするものでございます。

この結果、歳入歳出予算の総額に3,866万2,000円を追加し、補正後の平成28年度一般会計歳入歳出予算の総額を117億268万1,000円とするものでございます。

次に、議案第17号「平成28年度上三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、保険税及び共同事業交付金の収入見込額の減、国県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び一般会計繰入金の額の確定に伴う補正など、歳出では、人件費及び保険給付費の支出見込額の減、介護納付金、共同事業拠出金、及び後期高齢者支援金の額の確定に伴う補正などで、歳入歳出予算を1億3,662万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億2,079万5,000円とするものでございます。

次に、議案第18号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、保険料・介護給付費準備基金繰入金の増額、及び国・県負担金並びに支払基金交付金の減額等、歳出では、高額介護サービス費等、給付費等の増額をするもので、歳入歳出予算に1,055万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ20億7,666万6,000円とするものでございます。

次に、議案第19号「平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では、人件費及び後期高齢者広域連合納付金の減額などで、歳入歳出予算を944万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億3,049万2,000円とするものでございます。

次に、議案第20号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、主に町債の減額、歳出では主に事業費の確定に伴う委託料及び補償費の減額のため、歳入歳出予算を4,938万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億5,188万3,000円とするのでございます。

次に、議案第21号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入では、繰入金の減額、歳出では、主に公課費及び需用費の減額のため、歳入歳出予算を832万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億801万9,000円とするものでございます。

次に、議案第22号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

収益的支出における減額277万7,000円の内容は、主に、会計間の異動により人件費の減額をするものでございます。

次に、資本的収入における減額2,978万4,000円の内容は、工事負担金の減によるものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

詳細説明につきましては所管課長より説明をさせますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第16号「平成28年度上三川町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、1項町民税、1目個人6,400万円の増でございますが、給与所得の見込みが当初より増となったため増額となったものでございます。2項1目固定資産税4,000万円の増でございますが、土地の下落が当初見込みより少なかったこと、償却資産が増えたことにより増となるものでございます。5項1目都市計画税200万円の増でございますが、固定資産税と同じく、土地の下落が当初見込みより少なかったことによる増でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、第3款第1項1目利子割交付金でございますが、預金利率の

低下に伴いまして390万円の減額補正を行うものでございます。

第4款第1項1目配当割交付金、これにつきましては、実績に基づき1,600万円を補正するものでございます。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目衛生使用料の185万7,000円の減額補正につきましては、当初、新規の霊園利用を17区画で見込んでおりましたが、実績から5区画に見直すものでございます。第2項手数料、1目総務手数料の112万円の減額につきましては、住民票等のコンビニ交付に係る手数料について、実績に基づき減額するものでございます。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金、補正額306万1,000円。これにつきましては、1節社会福祉費負担金で、平成28年度の負担金の額の確定により、国民健康保険保険基盤安定負担金で316万8,000円を減額しまして、低所得者介護保険料軽減負担金では5万1,000円の補正を行うものでございます。また、歳出で詳しいご説明を申し上げますが、サービスの利用実績に基づき障害者自立支援給付費を2,000万円、増額するものでございます。

なお、補助率は2分の1でございます。

2節児童福祉費負担金では、児童手当の対象者の確定見込みにより2,025万4,000円を減額し、保育所運営費の確定見込みにより、子どものための教育・保育給付費を643万2,000円、補正するものでございます。第2項国庫補助金、1目総務費補助金1,635万5,000円、こちらの減額につきましては、社会保障・税番号システム改修事業の確定によりまして18万6,000円を増額し、地方創生加速化交付金では、ICTを活用しましたまちづくりにおいて、採択をされなかった事業について3,487万6,000円を減額し、また、今回の地方創生拠点整備交付金において、障がい児通所施設整備事業が採択になりましたので、1,833万5,000円を補正するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

2目民生費補助金、補正額1億841万6,000円の減額でございます。内容につきましては、子ども・子育て支援交付金の額の確定によりまして38万6,000円の減額、あけぼし保育園整備に係る保育所等整備交付金につきましては、利用する補助金を国の補助金から県の補助金に変更したために1億803万円を全て減額するものでございます。3目衛生費補助金60万2,000円の減額。これにつきましては、浄化槽設置整備事業の事業確定見込みによりまして37万円を減額し、大腸がん検診無料クーポン券事業の廃止により23万2,000円を減額するものでございます。4目土木費補助金、補正額474万1,000円。これにつきましては、国の補正予算により社会資本整備総合交付金事業において事業費が増額されたことによるものでございます。5目教育費補助金、補正額2,972万9,000円。内容としましては、1節教育総務費補助金で、幼稚園就園奨励費の額の確定によりまして173万3,000円の減額、小中学校のエアコン整備事業において今回、上乘せの加算率が認められたため、2節の小学校費補助金で2,030万2,000円、3節の中学校費補助金で1,116万円を補正するものでございます。第3項委託金、3目消防費委託金につきましては、鬼怒川ひ管操作の点検業務の単価の引き上げによりまして6,000円の補正を行うものでございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金、補正額185万3,000円。これにつきましては、1節社会福祉費負担金で339万1,000円の増額。内容としましては、平成28年度の

負担金の額の確定によりまして、国民健康保険保険基盤安定で425万6,000円の減額、後期高齢者医療保険基盤安定負担金で237万9,000円を減額し、低所得者介護保険料軽減負担金で2万6,000円を増額するものでございます。また、国庫負担金で説明いたしましたとおり、利用者の実績に基づき、障害者自立支援給付金につきましては1,000万円を補正するものでございます。2節児童福祉費負担金では153万8,000円の減額補正を行います。内容につきましては、児童手当で対象者の確定見込みにより475万4,000円を減額しまして、保育所運営費の確定見込みにより、子どものための教育・保育給付費を321万6,000円、補正する内容でございます。2目土木費負担金、これにつきましては、地籍調査事業の補助採択額の確定によりまして714万円を減額補正するものでございます。第2項県補助金、1目民生費補助金、補正額1億1,196万7,000円。後ほど内容については歳出のほうでご説明いたしますが、2節児童福祉費補助金において、実績見込みによりまして、妊産婦医療費で76万5,000円の減額、子ども医療費では400万円を増額し、ひとり親家庭医療費では42万5,000円の減額、特別保育事業では、事業費の確定見込みによりまして226万8,000円を減額するものでございます。また、第三子以降保育料免除事業では、制度改正等により259万8,000円を増額し、子ども・子育て支援交付金では、交付金の額の確定によりまして38万6,000円を減額するものでございます。また、あけぼし保育園整備に係る補助金としまして、県補助金の安心子ども特別対策事業、こちらを利用することとしたため1億907万3,000円を補正し、施設型給付費等事業費では、額の確定見込みにより14万円を補正するものでございます。2目衛生費補助金33万3,000円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業の確定見込みによるものでございます。3目農林水産業費補助金につきましては、913万4,000円の減額でございます。内容につきましては、歳出で詳しく説明いたしますが、いずれも事業の確定見込みによるもので、経営所得安定対策直接支払推進事業で30万6,000円の減額、環境保全型農業直接支払交付金で26万9,000円の減額、農地集積推進事業で705万9,000円の減額、新規就農総合支援事業では150万円を減額するものでございます。4目商工費補助金、補正額200万円。内容としましては、夕顔サマーフェスティバルに県の地域活性化補助金、わがまち未来創造事業、こちらの導入が採択されたことによるものでございます。6目教育費補助金531万円の減額。これにつきましては、制度改正によりまして第3子以降子育て支援事業が、第1子以降保育料免除事業に統合されたことにより減額するものでございます。

16、17ページをお開き願います。第3項委託金、1目総務費委託金29万4,000円の減額。これにつきましては、各種統計事業の事業確定に伴う交付金の額の確定により、工業統計調査費で11万1,000円の減額、商業統計調査費で1万円の減額、経済センサス費では17万3,000円を減額する内容でございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、2目利子及び配当金89万1,000円、この減額につきましては、預金利率の低下に伴うもので、財政調整基金で70万6,000円の減額、町債管理基金で8万3,000円の減額、土地開発基金では10万2,000円を減額する内容でございます。第2項財産売払収入、1目不動産売払収入、補正額206万4,000円。内容につきましては、公共物売払収入としまして、多功地内の赤道の売払収入の30万5,000円、普通財産売払収入として、東館南

部営農集団倉庫の売払収入175万9,000円でございます。2目物品売払収入、補正額311万9,000円。主な内容でございますが、庁用車6台の更新に伴う庁用車の売払額の確定により補正を行うものでございます。

第16款第1項寄附金、1目一般寄附金では、ふるさと納税ほか一般寄附金の確定見込みによりまして53万9,000円を補正するものでございます。また、2目指定寄附金では、指定寄附金の確定見込みにより1,061万2,000円を補正する内容でございます。第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億4,194万7,000円の減額につきましては、事業の確定見込みにより繰入額を減額するものでございます。3目義務教育施設整備基金繰入金2,133万円の減額。これにつきましては、事業費の確定により繰り入れを減額する内容でございます。

第20款第1項町債、2目消防債1,410万円の減額。これにつきましては、防災無線整備事業の確定によるものでございます。3目教育債、補正額6,290万円。これにつきましては、小中学校のエアコン整備に係る補助対象事業費が引き上げられたことに伴いまして、小学校債で4,060万円、中学校債で2,230万円を補正するものでございます。5目民生債、補正額1,680万円。こちらにつきましては、障がい児通所施設整備に係る補助裏分を起債するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、歳出予算の事項別明細書の説明の前に、給与明細書の説明を行います。補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

補正予算給与費明細書、1、特別職、表の下段の比較の欄をごらんください。

議員の期末手当46万3,000円の減につきましては、平成28年1月の議員改選に伴い、6月支給の期末手当が、在職期間係数が100とまらない議員が改選議員においてあったため残額が生じ、減額するものでございます。その他の特別職1名の減、及び報酬90万7,000円の減につきましては、技術指導専門員1名の減、金額で168万円、消防団員出動手当77万4,000円の増、交通安全指導員9万8,000円の増等が主な理由で、差し引きにより90万7,000円の減となるものでございます。

次に、31ページ、2の一般職、(1)総括をごらんいただきたいと思います。職員手当223万7,000円の減は、昨年の栃木県知事選挙、参議院選挙の執行確定に伴いまして、時間外勤務手当の残額を減額するものでございます。共済費1,230万円の減は、退職手当組合の負担金が、早期退職者の予定人数より少なかったため減となったものでございます。

下段の表、職員手当の内訳でございますが、時間外勤務手当につきましては、先ほどの説明のとおり、223万7,000円の減は、栃木県知事選、参議院選挙の執行確定に伴うものでございます。

以上で人件費の説明を終わります。

なお、歳出の事項別明細書の説明の中では、給与関係の説明を省略いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で給与費明細書の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。

第1款議会費、第1項1目議会費、補正額46万8,000円の減額でございます。主な内容につきましては、特別職期末手当の額の確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 次に、第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費について説明いたします。1節報酬26万8,000円の減は、行政事務連絡員会議、93名おりますが、年2回開催しまして、延べ37人の欠席が出たため減額するものでございます。7節賃金441万6,000円の減は、休職職員が予想より少なかったため、臨時職員の雇用者数減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金42万4,000円の減は、自治会活動補助金の確定見込みによる減で、当初9団体、13自治会を予定しておりましたが、7団体12自治会に減少したことによるものです。次に、3目財産管理費を説明いたします。11節需用費303万7,000円の減は、燃料費104万円、光熱水費199万7,000円の減であり、燃料費の単価、電気料の基本料金が下がったことによるものです。13節委託料273万3,000円の減は、庁舎冷温水機、エレベーターの設計において、入札に必要な価格の積算設計を、昨年度新設しました建築課においてできたことから委託費を減額するものです。14節使用料及び賃借料38万8,000円の減は、バス借り上げ数の減に伴い減額するものでございます。15節工事請負費332万6,000円の減は、冷温水発生機改修工事、急速充電器設置工事、エレベーター入れかえ工事の入札執行残による減額でございます。

次に、4目交通安全対策費について説明いたします。1節報酬10万8,000円の増は、交通安全指導員2名が、この3月をもって勇退されることが決まりました。新交通安全指導員を3月から任命するため、新旧指導員の引き継ぎ業務期間が発生するため増額するものでございます。12節役務費2万7,000円の増は、新交通安全指導員の保険料代です。15節工事請負費13万4,000円は、カーブミラーの設置工事の追加でございます。18節備品購入費22万2,000円は、新交通安全指導員の制服代購入でございます。次に、5目防犯費について説明いたします。11節需用費53万円は、防犯灯の修繕費の追加でございます。次に6目、コミュニティ推進費について説明いたします。13節委託料11万4,000円の減は、工事の施工監理につきまして、建築課において監理ができたため不用額となったものでございます。以上でコミュニティ推進費までの説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、7目財政管理費、補正額1億8,281万円。内容でございますが、13節委託料のシステム改修につきましては、システム改修の部分で一部、国から無償の貸与の部分があったため386万2,000円を減額し、25節積立金では、1億8,667万2,000円を積み立てます。内容につきましては、事業費の確定見込み等により財政調整基金に1億8,746万1,000円を積み立てることとし、歳出でもご説明したとおり、預金利率の低下により財政調整基金で70万6,000円の減額、町債管理基金では8万3,000円を減額する内容でございます。8目企画費、補正額4,746万2,000円の減額でございます。内容につきましては、1節報酬で168

万円の減額、これにつきましては、開発に係る事業推進に当たり、技術指導員として県等において開発関係を担当したOBの方の委嘱を予定していたところではございますが、適任者がいなかかったため減額をするものでございます。8節報償費39万2,000円の減額。これにつきましては、いずれも事業の確定によるものでございます。9節旅費10万4,000円の減額。こちらにつきましては、先ほど申しあげました技術指導員を委嘱しなかったために費用弁償で3万円を減額し、普通旅費では、事業の確定見込みによりまして7万4,000円を減額する内容でございます。13節委託料3,827万5,000円の減額。これにつきましては、地方創生加速化交付金で事業が採択されなかった、不採択の部分でございます。ICTのまちづくりにおいて、コミュニケーションロボットの保守料、この事務機器保守で17万円を減額、搬入現調として20万円を減額する内容でございます。あわせまして、町のPR事業として申請をしておりました東京圏でのイベント開催事業で739万円を減額、また、作成として申請をしておりました介護予防・健康づくり・教育用ロボットのアプリの開発で1,940万9,000円を減額するものでございます。デマンド交通運行事業では、約1万3,200人分の運賃収入額425万5,000円、並びにプロポーザルによる契約時の縮減により658万6,000円、合わせまして1,111万1,000円を減額するものでございます。14節使用料及び賃借料では96万9,000円の減額。内容としましては、先ほど申しあげましたが、地方創生加速化交付金の事業の不採択部分、コミュニケーションロボット2台分の借上料95万1,000円の減額。会場借上では、事業の確定により1万8,000円を減額する内容でございます。18節備品購入費の676万1,000円の減額でございます。これにつきましても、地方創生加速化交付金の事業の不採択によりまして、タブレット38台分の購入費用として676万1,000円を減額するという内容でございます。

20ページ、21ページをお開き願います。

19節負担金、補助及び交付金では、事業費の確定により、生活バス路線維持事業で58万1,000円、バス運行対策費補助事業で10万8,000円を補正するものでございます。9目広報広聴費125万円の減額。内容としましては、「広報かみのかわ」の印刷費の確定によるものでございます。10目情報管理費、補正額1,000円でございます。これにつきましては、12節の役務費で、通信回線利用料の確定により4万2,000円を増額し、19節の負担金、補助及び交付金で、研修負担金の確定によりまして4万1,000円を減額、このような内容でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 続きまして、同じページの中段でございます。第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、これにつきましては、その補正額の財源内訳を見ていただきたいのですが、国県支出金が30万円の増額、一般財源が30万円の減額となっており、財源内訳の変更でございます。2目住民情報管理費についてご説明いたします。13節委託料でございますが、主なものとして、搬入現調費につきましては、リース物件の撤去費の確定による38万2,000円の減額、及びコンビニ交付利用が少なかったことにより、事業者への委託料68万8,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続きまして、第4項選挙費について説明いたします。3目栃木県知事選挙費、こちらにつきましては、知事選挙執行が確定したため残額について補正するものでございます。同じく4目参議院議員選挙費、こちらにつきましても、選挙の執行が確定したため残額について減額補正するものでございます。

以上で選挙費の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、第5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。25万3,000円の減額。内容としましては、統計事業の事業費の確定によりまして、1節報酬で9万9,000円を減額し、7節賃金で13万1,000円の減額、11節需用費では2万3,000円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 続きまして、第6項1目監査委員費、補正額5万3,000円の減額でございます。主な内容につきましては、監査委員研修に日程の都合等で参加できなかったことから、旅費等を減額するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 続きまして、22、23ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について、13節委託料は、本郷地域福祉センター内のアカマツの松くい虫防除です。23節償還金、利子及び割引料は、平成27年度臨時福祉給付金事業費精算に伴う国への返還金です。25節積立金、ふるさと納税採納によるものです。2目障害者福祉費、12節役務費は、障がい児通所支援施設整備に伴う上下水道の検査手数料です。13節委託料のシステム改修は、マイナンバー制度によるシステム改修費額確定による補正減と、障がい児通所施設整備の工事管理費です。15節工事請負費は、北地域福祉センターを障がい児通所施設に改修する工事です。18節備品購入費は、障がい児通所施設のロッカー等の購入費です。19節負担金、補助及び交付金は、下野市子ども発達支援センターこぼと園の人件費減による負担金の減額です。20節扶助費は、障がい福祉サービスで、生活介護9件、就労継続支援6件などの利用者増によるものです。23節償還金、利子及び割引料は、平成27年度事業費の精算による国県への返還金です。

なお、障がい児通所施設整備に関する、12節の役務費、13節委託料、15節工事請負費、18節備品購入費については、地方創生拠点整備交付金の補助対象で、さらに完了時期が4月以降となるため繰越明許費となります。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、4目上三川いきいきプラザ管理費の補正額972万円の増額

は、11節需用費のうちの修繕料で、いきいきプラザの空調管理に必要なヒートポンプ装置3台のうちの1台の圧縮機の修繕に係る経費でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 続きまして、5目老人福祉費3,477万2,000円の減額の内容についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金の602万5,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の額の確定によるものでございます。28節繰出金2,874万7,000円の減額につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金が、保険基盤安定繰出金等の額の確定などによりまして1,951万5,000円の減額、介護保険事業特別会計への繰出金が、事務費等の増により21万6,000円の増額、後期高齢者医療特別会計への繰出金が、職員給与費並びに事務費等の減によりまして944万8,000円の減額補正をするものでございます。続きまして、6目国民年金事務費、補正額55万1,000円の減額の内容につきましては、13節委託料、社会保障・税番号利用制度に伴いますシステム改修費について、こちらが不要となったため減額をするものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費について、13節委託料のうちシステム改修は、マイナンバー制度によるシステム改修額確定による減額です。指定管理費は、明治学童クラブ入所者が見込みより少なかったことにより、指導員が3名から2名基準となったことなどによる減額です。放課後児童健全育成事業は、本郷北小学校学童クラブで障がい児の受け入れがなかったこと等による減額です。19節負担金、補助及び交付金は、栃木結婚支援センターがことし1月に開所したことに伴う、今年度の市町村負担金です。20節扶助費のうち、児童手当は見込みより102人余り少なくなることが見込まれることによる減額です。第3子以降出産祝金は、妊娠届出等から該当者が7名少なくなることが想定されるため減額するものです。2目母子福祉費、20節扶助費のうち、児童医療助成は、今年度、支払実績が増えたための増額です。ひとり親家庭医療費助成と妊産婦医療費助成は、支払実績が減ったための減額です。3目保育所費、13節委託料のうち、子どものための教育・保育給付費は、人事院勧告に伴う公定価格の増額による増額です。病児・病後児保育は、負担金への組みかえに伴う減額です。

次の24ページ、25ページをお開きください。

19節負担金、補助及び交付金のうち、病児・病後児保育は委託料からの組みかえに伴う増額です。民間保育園助成事業は、延長保育や一次預かり保育が少なかったことなどによる減額です。23節償還金、利子及び割引料は、27年度事業費の精算による国県への返還金です。5目子育て支援センター費につきましては、財源組みかえによるものです。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の補

正額21万7,000円の増額は、19節負担金、補助及び交付金のうちの富士山地区の道路新設に伴う水道管布設工事費の増額に伴う負担金の増でございます。続きまして、2目予防費の補正額775万円の減額は、妊産婦健診及び予防接種の対象者が当初を下回る見込みであることによる13節委託料の750万円の減額と、同様の理由により予防接種に係る償還払いが減少したため、19節交付金を25万円減額するものでございます。

続きまして、6目がん結核等対策費の補正額71万3,000円の減額は、国庫補助事業の改正により、11節需用費の印刷製本費に不用額が生じたことによる73万円の減と、国庫補助事業費の額の確定により返還金が生じたことによる、23節償還金、利子及び割引料の増1万7,000円でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、7目環境整備費、19節負担金、補助及び交付金97万4,000円の減額につきましては、浄化槽設置申込件数の減によるものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 続きまして、8目環境衛生費でございますが、19節負担金、補助及び交付金で、芳賀地区広域行政組合斎場負担金の確定により75万7,000円を減額、及び、住宅用太陽光発電システム設置件数が当初見込みより少なかったため150万円の減額補正をするものでございます。次に、2項清掃費、2目じん芥処理費の13節委託料についてでございますが、公共可燃ごみ収集運搬及び不燃物ごみ・缶収集運搬業務委託について入札を実施したところ、合計829万7,000円の減額となり、補正するものでございます。続きまして、19節負担金、補助及び交付金についてでございますが、クリーンパーク茂原及び小山広域保健衛生組合に対する負担金の額の確定により、合計2,034万円の減額補正をするものでございます。

以上で終わります。

○議長【津野田重一君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費の1,143万円の減額補正でございますが、これは19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、補助金の野菜価格安定対策事業、農業近代化資金等利子補給、さらには、園芸産地振興対策事業におきまして、支援の対象とする事業への取り組みが見込みより少なかったことに伴い、交付する補助金の額が減額となりますことから補正するものでございます。

26、27ページをお開き願います。

また、交付金の環境保全型農業直接支援対策事業、農地集積協力金、さらには青年就農給付金におきましても、支援対象事業量の確定に伴い、交付する補助金の額が減額となりますことから補正するものでございます。続きまして、5目農地費の1,076万1,000円の減額補正でございますが、これは19節と28節の減額によるもので、19節負担金、補助及び交付金の243万6,000円の減額につきましては、県営事業として実施します多功地内の江川改修事業の負担金につきまして、事業費の

確定に伴い負担額が減額となりますことから補正するものでございます。また、28節繰出金832万5,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計の確定見込みによりまして歳出額が減額となりますことから、繰出金について減額するものでございます。続きまして、7目農業対策推進費の294万6,000円の減額補正でございますが、これは19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、農業再生対策推進事業の264万円の減額は、補助金の交付先となっております農業再生協議会におきまして、事業費の確定見込みにより歳出額が減額となりますことから、町からの補助金について減額するものでございます。また、経営所得安定対策直接支払推進事業の30万6,000円の減額は、国から交付される補助金の交付額が予算計上額より減額となりますことから、経営所得安定対策の推進を行い、当該補助金相当額を交付しております農業再生協議会への補助金についても減額すべく補正するものでございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、2目商工振興費の638万円の減額補正でございますが、これは、19節負担金、補助及び交付金の減額によるもので、テクノパークかみのかわに進出した企業に対する企業誘致奨励金について、奨励金の算定根拠としております固定資産の投資額が見込みより低額であったため、交付する補助金についても減額となりましたことから補正するものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、2目地籍調査費の補正額940万6,000円につきましては、県負担金の額が確定したことにより、13節委託料を減額するものでございます。次に、第2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の補正額81万6,000円につきましては、一般事務補助員の賃金が確定したことにより減額するものでございます。次に、第4項都市計画費、1目都市計画総務費の補正額につきましては、富士山地区市街地整備事業におきまして、新設区画道路6-14号の年度内での道路用地取得及び物件補償が困難になったことから、17節公有財産購入費の1,310万円と、22節補償、補填及び賠償金の1,400万円を減額するとともに、同地区内で現在進めております町道5-204号線の道路改良工事の早期完成を図るため、15節工事請負費を2,710万円増額するものでございます。

なお、工事の実施に当たりましては、繰越事業により執行いたします。

また、28節繰出金の1,038万1,000円の減額につきましては、公共下水道事業の減額に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 続いて、第9款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、1節報酬77万4,000円の増額は、昨年、工場火災等により消防団員の出動が増えたため増額するものでございます。次に、同項4目水防費、13節委託料7,000円の増額につきましては、国からの委託費の単価が増額により13節委託料を増額するものでございます。

次に、補正予算書の28ページ、29ページをお開きください。

5目災害対策費、15節工事請負費1,062万1,000円の減は、デジタル移動系防災行政無線工

事の執行残を減額するものでございます。

以上で消防費の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費についてご説明いたします。24節投資及び出資金1万円の増額につきましては、上三川町かんぴょう問屋組合からふるさと人材育成基金への寄附金、さらには、25節積立金43万円の増額は、ふるさと納税に伴う受入金額を義務教育施設整備基金に積み立てするためのものでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【川島信一君】 続きまして、4目幼稚園費についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金のうち、幼稚園就園奨励費は、当初見込みより対象児童が64人ほど少なくなることが見込まれることによる減額です。第3子以降子育て支援費は、当初見込みより対象児童が6人ほど少なくなることが見込まれることによる減額です。

以上です。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の光熱水費につきましては、電気料金について、基本料金の値下げ及び燃料調整費の値下げにより当初見込みより支出が少なかったために400万円の減額補正をお願いするものです。第3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の光熱水費につきましても、小学校同様の理由により120万円の減額補正をお願いするものです。

以上です。

○議長【津野田重一君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、第4項社会教育費についてご説明いたします。2目公民館費、15節工事請負費30万円の減額補正につきましては、中央公民館電気引き込みのための高圧ケーブル改修工事において、実際の工事費が安く実施できましたことによる執行残を減額するものです。3目図書館費、13節委託料173万9,000円の減額補正につきましては、図書館エレベーターの改修工事の設計業務委託料を計上したのですが、工事入札執行のための設計業務を建築課において直営で実施することにより、予算執行の必要がなくなるため減額補正するものです。

以上です。

○議長【津野田重一君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 続きまして、第5項4目給食センター費につきましては、13節委託料におきまして、給食センター調理等業務委託の額が確定したことに伴い、不用額225万7,000円を減額するものです。

以上でございます。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 続きまして、第12款第1項公債費、1目元金で6万6,000円を増額

しまして、2目利子では135万1,000円を減額するものでございます。これにつきましては、借り入れ10年後の利率見直しによる、元金並びに利子償還額の確定によるものでございます。

ページを戻っていただきまして、8ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。こちらの補正につきましては、表に記載のとおり、第2款総務費、第1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業2,202万4,000円から、第8款土木費、第4項都市計画費、富士山地区市街地整備事業の4,010万円までの事業につきましては、いずれも平成28年度内の事業完了が困難であるため、それぞれ繰越明許をするものでございます。

第3表地方債補正でございます。これにつきましては、まず追加としまして、今回の補正で計上いたしました障がい児通所施設整備事業につきまして、表に記載のとおり定めるものでございます。また、次に変更でございますが、補助事業費の確定によりまして、消防防災施設等整備事業、こちらの限度額を1億3,080万円から1億1,670万円に、学校教育施設等整備事業の限度額を6億3,040万円から6億9,330万円に変更するものでございます。

以上で、平成28年度上三川町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 それでは、続きまして、議案第17号「平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第1款第1項保険税、1目一般被保険者保険税、補正額420万円の減額につきましては、1節から3節の現年課税分につきましては、退職被保険者から一般被保険者への資格移動の見込みが当初過少であったことなどから、1節の医療費給付分を1,170万円、2節の後期高齢者支援金分を370万円、3節の介護納付金分を210万円、それぞれ増額するものでございます。また、4節から6節の滞納繰越分につきましては、最終の徴収実績見込みにより、4節の医療給付費を1,600万円、5節の後期高齢者支援金分を400万円、6節の介護納付金分を170万円、それぞれ減額するものでございます。2目退職被保険者等保険税、補正額1,820万円の減額につきましては、一般被保険者への資格移動者の見込みが過少であった関係で減額するものでございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、2目高額医療費共同事業負担金、補正額624万5,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。第2項国庫補助金、3目制度関係業務準備事業補助金、補正額10万8,000円の減額につきましては、事業費の額の確定によるものでございます。

第5款第1項1目療養給付費交付金、補正額1,580万5,000円の増額につきましては、平成27年度の療養給付費交付金の額の確定による過年度分の増額でございます。

第6款第1項1目前期高齢者交付金7,595万1,000円の減額につきましては、平成28年度の前期高齢者交付金の額の確定によるものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。

第7款県支出金、第1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額624万5,000円の増額につきましては、額の確定によるものでございます。第8款第1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額3,800万円の減につきましては、交付見込額の減額によるものでございます。

第10款第1項繰入金、1目基金繰入金、補正額894万9,000円の減額につきましては、療養給付費の減額等により、補正に必要な財源が確保されたため減額補正するものでございます。2目一般会計繰入金、補正額1,951万5,000円の減額につきましては、1節保険基盤安定繰入金が、額の確定によりまして989万9,000円を減額し、2節職員給与費等繰入金が、職員給与費の減額並びに事務費の確定等により933万2,000円の減額、4節財政安定化支援事業繰入金は、額の確定によりまして28万4,000円を減額するものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

次に、3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費919万2,000円の減額補正でございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては人件費の補正でございます。13節委託料24万8,000円の減額につきましては、国保納付金算定標準システムの改修費が10万8,000円、社会保障・税番号利用制度に伴うシステム改修費が14万円、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金の10万円の減額につきましては、県国保運営協議会会長会、県外優良保険者事業状況調査が中止となり、参加予定職員分の不用額を減額するものでございます。第3項1目運営協議会費24万8,000円の減額補正でございますが、1節報酬14万8,000円の減額につきましては、国民健康保険運営協議会の開催回数を当初3回予定しておりましたが、案件がございませんでしたので開催が1回となりましたので不用額を減額するものです。19節負担金、補助及び交付金の10万円の減額につきましては、県国保運営協議会会長会への負担金の不用額を減額するものでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額4,540万円の減額につきましては、給付費の減額により所要の補正を行うものでございます。2目退職被保険者等療養給付費、補正額1,042万2,000円の減額につきましても、やはり給付費の減額により補正を行うものでございます。

第2款第2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費、補正額1,347万円の減額につきましては、給付費の減額により所要の補正を行うものでございます。

第4款第1項1目介護納付金1,059万5,000円の減額補正につきましては、納付金の額の確定によるものでございます。

第5款第1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額1,374万6,000円につきましては、拠出金の額の確定によるものでございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額4,633万4,000円の減額につきましても、拠出金の額の確定によるものでございます。

次のページ、16ページ、17ページをお開き願います。

第10款第1項1目後期高齢者支援金、補正額1,444万3,000円の減額につきましては、支援金の額の確定によるものでございます。

第11款第1項1目前期高齢者納付金、補正額27万4,000円の減額につきましては、納付金の額の確定によるものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第18号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第1款保険料、第1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額2,040万6,000円につきましては、1節の現年度分特別徴収保険料につきまして、被保険者の増などによりまして増額するものでございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額974万4,000円の減額につきましては、平成28年度の国庫負担金の額の確定によるものでございます。

第4款第2項国庫補助金、4目事業費補助金、補正額41万7,000円につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費等によるものでございます。

第5款第1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金2,954万5,000円の減額補正につきましては、平成28年度の介護給付費交付金の額の確定によるものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金、1目介護給付費負担金765万9,000円の減額補正につきましては、28年度の介護給付費県負担金の額の確定によるものでございます。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、4目の低所得者介護保険料軽減負担金、補正額10万3,000円につきましては、平成28年度の低所得者介護保険料軽減負担金の額の確定によるものでございます。5目その他一般会計繰入金、補正額11万3,000円につきましては、2節の事務費繰入金で、システム改修費の増額などにより増額するものでございます。

第8款第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金3,646万円につきましては、財源補填のため介護給付費準備基金から繰り入れを行うものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。

次に、3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、補正額44万3,000円につきましては、13節委託料で、介護保険制度改正に伴いますシステム改修費としまして172万8,000円を増額する一方で、社会保障・税番号利用制度に伴いますシステム改修費の額の確定によりまして、こちらが19万4,000円を減額ということで、差し引き153万4,000円を増額補正するものでございます。また、高齢者支援計画・介護保険事業計画策定にかかりました事業費の確定によりまして、計

画策定につきまして109万1,000円を減額するものでございます。

第2款保険給付費、第4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額320万円につきましては、対象者が当初見込みより増えたことから所要の補正をするものでございます。

第2款第6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額529万3,000円につきましても、対象者が当初見込みより増えたことから所要の補正を行うものでございます。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防日常生活支援総合事業費、1目介護予防生活支援サービス事業、補正額161万5,000円につきましては、13節委託料の介護予防ケアマネジメント費用につきまして、利用者の増によりまして所要の補正を行うものでございます。

それから、恐縮ですが、6ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

第2表の繰越明許費補正につきましては、第1款総務費、第1項総務管理費の介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業ということで、こちらにつきましては年度内執行が見込めないため、172万8,000円を限度額として繰り越すものでございます。

以上で、介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第19号「平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金627万6,000円の減額につきましては、職員給与費の減額、並びにシステム改修費の確定等によるものでございます。2目保険基盤安定繰入金317万2,000円の減額につきましては、平成28年度の保険基盤安定繰入金の額の確定によるものでございます。

次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費627万6,000円の減額補正でございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては人件費の補正でございます。13節委託料88万6,000円の減額につきましては、社会保障・税番号利用制度に伴いますシステム改修費を当初計上しておりましたが、不要となりましたので全額、減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金3万9,000円につきましては、受診者の増加による人間ドック補助金の増額でございます。

第2款第1項1目後期高齢者広域連合納付金317万2,000円の減額につきましては、平成28年度の額の確定によるものでございます。

以上で、後期高齢者特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 続きまして、議案第20号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まずは歳入でございますが、第1款第1項負担金、1目下水道事業費負担金120万円の減額につきましては、公共汚水升の設置件数の減によるものでございます。

第2款第1項使用料、1目下水道使用料480万円の減額につきましては、増加見込汚水量の減によるものでございます。

次に、第4款第1項繰入金、1目一般会計繰入金1,038万1,000円の減額につきましては、歳出の減額に伴うものでございます。

次に、第7款第1項町債、2目流域下水道事業債230万円、3目特定環境保全公共下水道事業債3,070万円、それぞれの減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。

歳出でございますが、第1款第1項総務管理費、1目一般管理費、8節報償費171万円の減額につきましては、受益者負担金前納報奨金の件数の減によるものでございます。9節旅費29万円の減額につきましては、全国町村下水道支部長会議が地震災害により中止になり不要になったものでございます。18節備品購入費16万円の減額につきましては、地下水用メーター器の購入の口径変更によるものでございます。次に19節負担金、補助及び交付金18万6,000円のうち、負担金6万2,000円の減額につきましては、支部長会議の中止、並びに補助金12万4,000円の減額につきましては、水洗便所改造資金利子補給制度の申込者件数の減によるものでございます。27節公課費446万円の減額につきましては、消費税納付額の確定によるものでございます。

次に、第2款第1項下水道事業費、1目管渠管理費、19節負担金、補助及び交付金94万5,000円の増額につきましては、東谷・中島地区の維持管理費負担金の確定によるものでございます。次に、2目公共下水道費、13節委託料200万円の減額につきましては、雨水整備事業の詳細設計の一部と事業認可変更業務の先送り、また、汚水整備事業の多功地区詳細設計業務の前倒しによるものでございます。15節工事請負費150万円の増額につきましては、県道部の取出工事が例年より多かったことにより工事費の不足が生じたため、工事費を見込むものでございます。次に、3目特定環境保全公共下水道費、13節委託料700万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。次に、22節補償、補填及び賠償金3,000万円の減額につきましては、水道管布設替え工事の確定に伴うものでございます。

次に、第3款流域下水道費、第1項流域下水道費、1目流域下水道費、19節負担金245万円の減額につきましては、流域下水道維持管理負担金の確定見込みによるものでございます。

次に、第4款第1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料85万円の減額、及び2目利子、23節償還金、利子及び割引料272万円の減額につきましては、支払額の確定によるものでございます。

続きまして、ページを戻りますが、6ページをお開きください。

第2表地方債補正についてご説明いたします。

2の流域下水道事業の補正前の限度額720万円を補正後の限度額490万円に、並びに、3の特定環境保全公共下水道事業の補正前の限度額1億8,300万円を、補正後の限度額1億5,230万円に、それぞれ事業費の確定見込みに伴い変更するものでございます。

以上で、上三川町公共下水道事業特別会計補正予算について、終わります。

続きまして、議案第21号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず歳入でございますが、第3款第1項繰入金、1目一般会計繰入金832万5,000円の減額につきましては、歳出の減額に伴うものでございます。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出でございます。第1款農業集落排水事業、第1項総務費、1目一般管理費、19節負担金、補助及び交付金11万8,000円の減額につきましては、今年度の水洗便所改造資金利子補給制度の利用申込者の減によるものでございます。27節公課費130万7,000円の減額につきましては、消費税納付額の確定によるものでございます。次に、第2項施設管理費、1目施設管理費、11節需用費690万円の減額につきましては、電気料金単価の伸びがなかったことによるものでございます。

以上で、上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第22号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

まずは、一番上の収益的支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、5目総係費277万7,000円の減額につきましては、全て会計間の移動に伴うものでございます。

次に、資本的収入でございますが、第1款水道事業収入、第3項負担金、2目負担区分以外の負担金、1節負担金2,978万4,000円の減額につきましては、公共下水道事業特別会計の補償金等の減額に伴うものでございます。

以上で水道事業、特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 何点か質問なんですけれども、まず第1点は、一般会計なんですけれども、13ページなんですけれども、保健衛生使用料ということで先ほど説明があったんですけれども、185万7,000円減ということで、17から5区画になったということなんですけれども、この理由ですね、どういう理由でなったのかということ、それが1点です。

それとあと15ページなんですけれども、教育費補助金の中で、一番下なんですけれども、教育総務費補助金ということで減額531万円ということになってはいますけれども、この事業の内容ですね、どういう事業で減額になったのか、説明はなかったと思うんですけれども、ありましたか？ じゃあ、もう一度お願いしたいと思います。

それから23ページなんですけれども、いきいきプラザの管理費ということで、修繕料ということで972万ですか、先ほど説明があって、空調施設3台のうち1台が壊れたと、そういうことなんですけれども、この入札ですね、その経過、あるいは、業者はどこをとったのか、それをお聞きしたいと思います。

あと25ページなんですけども、じん芥処理費ということで、衛生費なんですけども、13の委託料ということで829万7,000円ということで委託をして減額になっていますけれども、この委託業者の時給というのは幾らぐらいになっているのか、要するに雇われている人の時給をどのぐらいで見ているのかということでお聞きしたい。

それと、あとは介護保険の補正の中で、11なんですけれども、介護保険事業費補助金ということで、国県支出金ということで、システムの改修ということで説明があったんですけれども、この具体的な改修内容ですね、どういう内容なのかということ。

それとあと、後期高齢者なんですけれども、13ページなんですけど、一般管理費の歳出の中で、19節負担金、補助及び交付金ということで、被保険者人間ドックということで増加になっていますけれども、何人から何人ぐらいになったのかということで、それをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。最初に霊園の問題です。住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 芝生墓地が14区画だったものが5区画で、合葬墓地が3区画の予定が0になって185万7,000円の減となっております。

理由については、今年度予定していた購入が少なかったためでございます。

○議長【津野田重一君】 第3子以降子育て支援事業、内容についての説明。企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 先ほども答弁を差し上げておりますが、制度改正によりまして、第1子以降保育料免除事業のほうに統合されたために減額ということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 いきいきプラザの修繕。健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのいきいきプラザの修繕工事について、入札、あるいは業者はどこかというご質問だったと思うんですが、こちらにつきましては、本日、補正予算ということで上げさせていただきまして、予算を通させていただいた場合には直近の指名選考委員会、あすなんです、あすにかけさせていただきまして、入札執行日、3月22日を予定しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 住民生活課長。

○住民生活課長【小島賢一君】 じん芥処理の運転手の時給ですが、2,077円になっております。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【海老原俊輔君】 失礼しました。介護保険のほうのシステム改修のほうの内容でございますが、施設等の職員の人件費を特例的に、3年に一遍の報酬の改定とか内容の改定が予定されているのですが、今回、施設の職員の人件費を一部加算するというような臨時的な対応がございまして、それに対応できるように町のほうの給付システムのほうを改正するものでございます。

それから、後期高齢のほうの人間ドックでございますが、日帰りですけれども、当初10件の予定をしておりましたが、最終的に12件を予想しておりまして、その不足分の補正ということでございます。

○議長【津野田重一君】 質疑はありませんか。10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 私もちよっと理解できないんですけれども、31ページのですね、職員手当

の内訳の中の内訳ですね、時間外勤務手当というのがマイナスになっているんですが、これがなぜマイナスになったかを聞きたいのと、それから、28ページの12款公債費に元金と利子というのは、これは返済するのか、しないのか、それで足りないので補正で6万6,000円を見たのか、これを1つ。それから、今の23ページのいきいきプラザの修繕費の972万円、これは今、私の聞き違いかどうか知らないけど、あした入札をするんだという額があるのと、今、そういうふうに分かっていたのでね。それから、8ページに、いきいきプラザ設備修繕費といって972万円というのと、これが何でこの2つに、繰越明許費というのはかかっているのに載せるの？ それともこれからかかるので載せるの？ まずあなたの説明だと入札はまだだという話だと、というふうにこれはわかるのか、この4つかな、ちょっと説明してください。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。まず、31ページの給与費明細書、一般職の中で時間外勤務手当223万7,000円の減ということの説明ですが、こちらにつきましては、28年に栃木県知事選挙、それから参議院議員選挙がございました。そちらの時間外手当、当初見込んでいたよりも開票時間が早く終わりました、残額が出たものを減額するものでございます。それが主な理由でございます。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、ページ数が、20ページ、21ページの12款公債費、まず元金と利子、これは関連しますので、ご説明いたします。平成17年度に借りた地方債、これが平成28年3月31日で10年たちますので、10年たったときの見直しということで、そういった条件で。

(「早くてわからない」の声あり)

○企画課長【秋山正徳君】 あ、済みません。それでは、平成17年に借りた起債が10年たちまして、平成28年3月31日に10年後の見直しということでございます。見直しの際の利率が1.6から0.1ということになりましたので、元金のほうでは、見直しの際に固まったのが6万6,000円の増で、利子のほうでは、そういったことで利率が下がりましたので135万1,000円という内容でございます。要は10年後の利率の見直しということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問ですが、先ほどお答えしましたのは、本日の補正予算、議会のほうでお通しいただいた場合には、ヒートポンプという非常に大事な設備でございますので、一刻も早く修繕をしたいということで、あすの3月3日に指名選考委員会がございまして、そちらのほうにかけさせていただいて、その後、入札となりますが、予定では3月22日に入札予定となっております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 もう1点。

○健康課長【梅沢正春君】 繰り越しの理由ですが、ただいま申し上げましたように、一番早い予定でも入札が3月22日となりますので、工事自体に要する期日がおおよそ1カ月かかりますので、急いで

も4月末完了ということになりますので、その分の費用ということで繰り越しをするわけでございます。
以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 そうするとね、修繕をするということがわかっていて、まだ直していないのに、どうしてこの金額が、どこから、入札もしない、見積もりも取っていないで、これからやるということで、どうして金額が出てきちゃうの？ まずこれが1つ。だって、まだ決めてないで、これからかけるというのに、誰が見積もりしてこの金額が出てくるか、それが私にはわからないんですが、どうして出るのか。

それから、もう一つ、10年たったから、このお金はいつ返すんですか、またこれからあと10年借りるという意味ですか、返さなくていいという、これは起債ですか。国の金利をずっと払いながら借りたままで済むのか、いつか返すのか、この説明をちょっとしてくれますか。

○議長【津野田重一君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまの見積もりについてでございますが、今回、修繕につきましては、まず、故障の点検ということで、ヒートポンプをつくって納入しましたメーカーによりまず点検を行いました。その結果、その業者より見積もりを出させまして、その金額に基づいてこれから入札をかけていくことになるということでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 先ほどの答弁の中で補足させていただきたいと思います。平成17年に起債を借りまして、そのときに10年後の利率に合わせて、再度10年後に見直しをしましょうよということで、借りたときにそういった取り決めをしております。10年たったものですから、10年後の利率ということで1.6であったものを0.1%に見直した。見直したことによって、当初見ていた金額よりも元金のほうでは、これは元利償還のために単年度の利子償還額は減少するんですけども、利子のほうは単年度で。今、言ったそういうことで元金のほうは6万6,000円増えるわけですが、利子のほうで利率が下がりましたので、135万1,000円下がるということで、利子の10年後の見直しということですが、これは返す予定でございます。

(「いつ返すの」の声あり)

○企画課長【秋山正徳君】 補正ということで、今年度に返すということで計上してございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 10番、勝山修輔君。

○10番【勝山修輔君】 どうしてもわからないのは、じゃあ、この見積もった金額はメーカーが出した金額で、この金額によって入札をかけたなら増えることもあり得るし、減ることもあり得るということですか。それとも、このメーカーが金額を提示したらば、それをまた新たに見積もりをまた取るのか、そこを課長、よく答えてくれる？ 金額が今、出ている金額で、これから見積もりを取ると増えていくのか、減っていくのかということもありえるのかい？ それで今度は入札でそれを受けてくれる人がいるのか、いないのかということにもなっちゃうんじゃないの？ 総務課で聞いているんじゃないの？

い、そっちで聞いているんだよ。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 今の件についてお答えいたします。

当然、工事とか修繕とかをするために予算が必要になります。予算を取るためには、どの程度の予算が必要なのかということで、事前に、見積りの取り方は、職員がはじく場合、また関係業者から参考見積りを取る場合、いろいろのやり方がありますが、事前に見積りを作成します。それに基づいて予算のほうを、今回ですと補正予算のほうをとります。これで補正予算が認められましたら、その実際の入札にかけますので、当然この予算よりは入札の結果安くなるのが通常でございます。逆に高くなった場合には予算額をオーバーするので、入札が不成立ということで再度の見積りとなることもございます。

簡単ですが、以上です。

(「3回目かな？」の声あり)

○議長【津野田重一君】 勝山議員、もう3回、終わりました。

(「私が言っているのは、見積りの金額がどうしてわかるんですかと聞いているの」の声あり)

○議長【津野田重一君】 予算は、業者から見積りを取った金額という説明です。

ほかに質疑はありませんか。15番、田村 稔君。

○15番【田村 稔君】 企画課長、13ページの地方創生加速化交付金で3,487万6,000円かな、ロボット事業とかの、先ほど十何ページだった？ 東京でのイベントとか、幾つか中止になったという話ですが、要するに採択にならなかったということは、ほかのところを持っていかれちゃったのか何か、その辺も含めてですね、本町の採択にならなかったこの3,487万6,000円、こちらの詳細と、また、受付のロボット等は、下野はじめ幾つかやっているところもあると思うんですが、本町において採択されなかったというのは、予算書、私らも賛成してやったんだけども、どうしてそういうふうになったかという内容とですね、ただ単に県からパッと切られただけだとかね。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 ただいまのご質問についてお答えします。

地方創生加速化交付金、上三川の場合には二次募集ということで応募をさせていただきました。県内でも1市5町、応募があったわけでございますが、県内の状況では、まず、4団体が採択されて、2団体は不採択。その4団体の中でも3団体は減額された採択となっております。本町においては、そのICTの部分については不採択ではございましたが、今回の6月の補正のときに採択になった部分としては、「るぶ」ということで、先般、議員の皆様のお手元にお配りした「るぶ」、さらには、今、作成中の町のPR動画というような形で、金額にしまして512万4,000円につきましては採択を受けております。これにつきましては10分の10の補助率で採択を受けているということでございます。

議員ご指摘の、そのほかは、今回上三川が採択にならなかった部分はどうかということなのですが、一応内部のほうでもちょっと分析をさせてもらったんですが、その中では、先ほど申しましたとおり、二次募集ということで6月補正にかけさせてもらいました。期間が5月の前半にそういった話がありまして、短期間の中で申請を行わなくちゃならないということがございましたので、準備期間が短いとい

うこともございました。また、さらには、その考え方の部分で、県のほうと協議もしたという経緯はございますが、町のほうの考え方の部分でそごが生じた部分もありますので、全部が採択にはなりませんでしたが、512万4,000円、この部分については10分の10で採択を受けております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次採決いたします。

まず、議案第16号「平成28年度上三川町一般会計補正予算(第7号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平成28年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「平成28年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「平成28年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平成28年度上三川町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「平成28年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「平成28年度上三川町水道事業会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時06分 再開

○議長【津野田重一君】 休憩前に復しまして会議を開きます。

○議長【津野田重一君】 日程第25、議案第23号「平成29年度上三川町一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成29年第1回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、平成29年度予算案についてご説明いたします。

内閣府が1月に発表した月例経済報告によりますと、国内の景気は一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされています。各論では、企業収益は改善に足踏みが見られるものの高い水準を示し、雇用情勢も改善していることから、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって緩やかに回復していくことが期待されるとしております。しかし、個人消費及び設備投資については、持ち直しの動きが見られるとの判断にとどまっており、景気回復の実感は、地方経済の隅々まで行き渡っていると言える状況ではありません。加えて、世界の経済状況は、全体としては緩やかに回復してきているものの、アメリカの政策動向や中国の不動産価格や過剰債務問題を含む金融市場の動向によっては、我が国のデフレ脱却や、経済再生の妨げとなる要因を含んでおり、景気の先行きは依然不透明であります。現下の我が国の財政状況は、国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれるなど、引き続き厳しい状況にあります。

このような中、政府は引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と、平成32年度の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すとともに、一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・3本の矢」に沿った施策の推進を図ることとしています。また、地方においては、地方分権一括法が施行されてから地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現が求められており、人口減少問題についても、地方自治体の実情に応じた対策を自主的に講じる必要があります。本町におきましても、人口減少に歯どめをかけるべく、「上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき対策を講じているところであります。

町政運営に当たりましては、国や県の動向を注視することはもとより、住民ニーズを的確に捉え、本町の実情に応じた諸施策を実施することによって、住民の福祉の増進に努めるとともに、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

また、平成29年度は、上三川町第7次総合計画の2年目に当たります。基本計画に盛り込まれた諸施策を積極的に推進することにより、町の将来像である、「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向け全力を傾注してまいり所存であります。ここに、町議会議員の皆様、及び町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、平成29年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

国の予算編成においては、財政健全化への着実な取り組みを進める一方で、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や、成長戦略の鍵となる研究開発など、重要な政策課題について必要な予算措置を講じるなど、メリハリをつけるとしています。また、平成29年度予算は、経済財政再生計画の2年目に当たることから、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとしています。地方公共団体全体の財政は、企業の業績や個人所得の伸びによって、自主財源である住民税の増収が期待されるものの、収支の均衡が図れるまでには至らず、依然として補助金や交付金等の依存財源が重要な財源となっているのが現状であります。また、高齢化の進展や少子化対策に伴う扶助費が年々増加していることから、義務的経費の占める割合が増え、財政を圧迫している状況にあります。

本町においても、社会保障関係経費等は増加傾向にあり、経常的な経費の割合が増え、柔軟な財政運営が難しくなりつつあります。依然として厳しい運営を強いられる財政状況の中で、本町の平成29年度予算案は、上三川町第7次総合計画及び上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標の実現に向け、諸施策の積極的な推進を図るとともに、硬直化した財政構造からの脱却、及び収支の均衡を図ることを基本的な考え方とし、町民ニーズや費用対効果等を十分に勘案した上で、事務事業の選択と集中を図りながら、重点的、効率的な予算配分に努めて編成したところであります。

この結果、平成29年度一般会計予算案の総額は102億1,100万円となり、前年度予算と比較して2億2,100万円、2.1%の減となりました。

まず、歳入について申し上げますと、自主財源の根幹をなす町税は、個人町民税及び固定資産税の増収はわずかに見込めるものの、法人町民税が減収見込みであり、予算計上額は56億5,507万6,000円となり、前年度予算と比較して4億3,215万円、7.1%の減となりました。地方交付税のうち普通交付税については、交付団体となる見込みから2億8,300万円を計上しました。また、財源の有効活用のため、建設地方債の適切な起債と地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の導入を図るとともに、財政調整基金及び社会福祉基金の活用を図ることといたしました。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は64億6,519万6,000円、構成比63.3%、前年度比5億6,010万3,000円、8.0%の減、依存財源は37億4,580万4,000円、構成比36.7%、前年度比3億3,910万3,000円、10.0%の増となりました。

次に歳出であります。性質別で申し上げますと、消費的経費は63億9,650万1,000円、前年度比1,029万5,000円、0.2%の減となりました。また、投資的経費は13億4,729万2,000円、前年度比2億4,025万8,000円、15.1%の減で、主に上三川小学校屋内運動場新築事業が前年度に完了したことにより減額となったものであります。その他の経費は24億6,720万7,000円、前年度比2,955万3,000円、1.2%の増で、主に地方債元金償還金の増によるものであります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業会計予算案は36億8,800万円で、前年度比2,300万円、0.6%の減、介護保険事業会計予算案は19億9,000万円で、前年度比2,400万円、1.2%の増、後期高齢者医療会計予算案は2億3,200万円、前年度比400万円、1.7%の減、公共下水道事業会計予算案は12億100万円で、前年度比2,900万円、2.5%の増、農業集落排水事業会計予算案は3億1,500万円で、前年度比100万円、0.3%の減となりました。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は176億3,700万円となり、前年度予算と比較して1億9,600万円、1.1%の減となりました。

最後に水道事業会計予算案について申し上げます。

収益的収支は、収入6億26万7,000円で、前年度比434万7,000円、0.7%の減、支出5億7,352万円で、前年度比1,348万9,000円、2.3%の減。資本的収支は、収入7,805万8,000円で、前年度比1,808万5,000円、18.8%の減、支出2億8,855万2,000円で、前年度比237万4,000円、0.8%の減であります。

次に、平成29年度当初予算案に基づき、一般会計における主な施策について申し上げます。

第2款総務費では、災害時の防災拠点としての機能確保の観点から、役場庁舎の耐震補強工事を実施いたします。また、町の保有する防犯灯の一斉LED化と、町による集中管理により経費節減と自治会の負担軽減を図ってまいります。

第3款民生費では、自立支援医療費の支給、重度心身障害者に対する医療費助成、地域生活支援、自立支援のための給付等、障がい者支援の充実を図ってまいります。また、第3子以降の出産に対する祝金の支給、放課後児童の健全育成、医療費の助成、私立保育園に対する助成等、子育て支援の充実を図ってまいります。

第4款の衛生費では、感染症対策として、予防接種、母子健康教育、がん・結核検診等の保健サービスの充実や、町民一人一人の健康づくり活動を推進してまいります。特に健康づくりの一環とした健康マイレージ事業を引き続き実施いたします。

第6款の農林水産業費では、首都圏農業推進事業、園芸産地振興対策、土地利用型経営体育成、環境保全型農業直接支援対策、農地集積推進、新規就農総合支援、農業基盤整備促進等、農業の振興に取り組んでまいります。

第7款の商工費では、企業誘致のための奨励金交付や、新産業団地開発に向けた取り組みによる工業の振興、夕顔サマーフェスティバル、かみのかわ町おこし夏祭りの開催に対する補助や、上三川景観スポットの整備等、観光レクリエーションの振興に取り組んでまいります。

第8款の土木費では、幹線道路、生活道路の計画的な整備、道路橋梁の適正な維持管理に努め、町内道路網及び快適な道路環境の整備を推進してまいります。また、田川内水被害の軽減対策を継続し、近年多発しているゲリラ豪雨等による被害の軽減を図ります。

第9款の消防費では、平成28年度から引き続いてデジタル移動系防災行政無線の整備や第1分団第4部消防団員詰所の建設、第3分団第1部消防ポンプ自動車の更新等、消防防災体制の充実を図ります。

第10款の教育費では、タブレット型情報端末の整備、本郷小学校及び明治南小学校への防犯カメラ設置など、学校教育環境の改善・整備を進めてまいります。また、しらさぎマラソン大会、町民スポーツレクリエーション祭の実施によるスポーツの振興や、町指定文化財説明看板整備による文化の振興を図ってまいります。

なお、特別会計及び企業会計に対しては、所要の繰り出し、出資等を行います。

以上のような施策の実施により、上三川町第7次総合計画に掲げる町の将来像「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現を目指してまいります。しかし、これら施策の実施に当たっては、町民と行政が一体となって推進する必要がございます。そこで、町民に開かれたまちづくりを進めるため、広報紙やホームページのほか、メール配信やテレビのデータ放送を利用した広報活動を積極的に実施するとともに、多様化・高度化する町民ニーズを的確に捉え、行政施策にフィードバックさせるための広聴活動を充実することにより、町民と行政がともに考え、ともに行動する協働と参画のまちづくりを目指してまいります。

以上、平成29年度に臨む所信の一端を申し述べるとともに、予算案の概要についてご説明いたしましたが、詳細につきましては担当課長をもって説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 議案第23号「平成29年度上三川町一般会計予算」についてご説明いたします。

予算書の14、15ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

第1款町税、第1項町民税、1目個人、本年度予算額16億6,800万円は、現年課税分16億4,800万円、滞納繰越分2,000万円でございます。現年課税分は、均等割5,400万円、所得割15億9,400万円でございます。2目法人、本年度予算額3億5,750万円は、現年課税分3億5,700万円、滞納繰越分50万円でございます。現年課税分は、均等割756事業所、1億2,900万円、法人税割333事業所、2億2,800万円を計上しております。第2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額30億3,100万円は、現年課税分30億700万円、滞納繰越分2,400万円でございます。現年課税分は、土地9億9,350万円、家屋10億7,950万円、償却資産9億3,400万円でございます。2目交付金は、本年度予算額342万6,000円、昨年同額でございます。第3項軽自動車税、本年度予算額8,065万円は、現年課税分7,970万円、滞納繰越分95万円、登録台数は1万3,600台を計上しております。第4項町たばこ税、本年度予算額2億9,500万円でございます。旧3級品の増税等を見込んでございます。第5項都市計画税、本年度予算額2億1,950万円は、現年課税分2億1,800万円、滞納繰越分150万円でございます。現年課税分は、土地1億1,550万円、家屋1億250万円でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【秋山正徳君】 それでは、町税以外の歳入につきましては、第2款地方譲与税から第20

款町債までをまとめて説明いたします。主なものを説明させていただきます。

第2款地方譲与税、第1項1目地方揮発油譲与税3,800万円、並びに第2項1目自動車重量譲与税8,800万円、これにつきましては、それぞれ本年度の決算見込額等を勘案して計上しております。

16、17ページをお開き願います。

第3款第1項1目利子割交付金270万円、これにつきましては、預金利率の低下など、本年度決算見込額から勘案し、前年度に比べ減額での計上となっております。

第4款第1項1目配当割交付金1,400万円、第5款第1項1目株式等譲渡所得割交付金1,500万円、第6款第1項1目地方消費税交付金5億7,000万円、第7款第1項1目自動車取得税交付金2,300万円、第8款第1項1目地方特例交付金の2,000万円、これにつきましては本年度決算見込額から勘案し計上したものでございます。

第9款第1項1目地方交付税3億3,300万円。平成28年度の町税の大幅な減収に伴いまして、平成29年度は普通交付税が交付される見込みから、普通交付税を2億8,300万円、特別交付税につきましては、昨年と同額の5,000万円を計上するものでございます。

第10款第1項1目交通安全対策特別交付金360万円、これにつきましては、本年度交付額に対し減少率を加味し計上したものでございます。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金1億1,945万2,000円。主なものは、2節児童福祉費負担金の1億1,830万5,000円で、保育所扶養義務者負担金、約420人分の保育料の収入見込みを計上したものでございます。

18、19ページをお開き願います。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、3目衛生使用料196万2,000円につきましては、上三川霊園の10区画の永代使用料等でございます。5目土木使用料3,235万円、主なものは、1節土木管理使用料428万円。内容としましては、東京電力、NTTの電柱等の道路等への占用料でございます。また、3節の住宅使用料2,586万円。これにつきましては、町営住宅116戸分の家賃収入2,339万9,000円、並びに100台分の駐車料金246万1,000円を計上しております。第2項手数料、1目総務手数料1,233万1,000円。主なものは、2節戸籍住民基本台帳手数料1,151万1,000円で、住民票及び戸籍抄本等の交付手数料でございます。

一番下になります、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金8億5,944万7,000円。主なものは、1節社会福祉費負担金で、3番目の障害者自立支援給付費、これの1億9,050万円でございます。これにつきましては、障がい者福祉サービス事業費、並びに補装具支給事業費に対しての補助率2分の1を計上したものでございます。

20、21ページをお開き願います。

一番上の行をごらんいただきたいと思えます。2節児童福祉費負担金6億2,344万6,000円。内訳としましては、対象児童数約4,600人分の児童手当4億1,388万円、保育所運営費等の経費、子どものための教育・保育給付費2億956万6,000円を国庫負担金として計上するものでございます。第2項国庫補助金、2目民生費補助金2億4,499万4,000円。主なものは、2節児童福祉費補助金2億3,357万6,000円。主なものは、延長保育、障がい児受入事業に係る子ども・子育て

て支援交付金の1,899万6,000円。また、大山保育所新築、並びにふざかしおひさま分園の新築に係る保育所等整備交付金の2億1,359万円でございます。4目土木費補助金9,587万円。主なものは、1節道路橋梁費補助金5,419万5,000円。内容としましては、道路整備並びに橋梁の長寿命化に係る補助事業対象事業費の55%を社会資本整備総合交付金として見込むものでございます。また、3節都市計画費補助金、これにつきましては、桃畑緑地公園、並びに蓼沼緑地公園のトイレ改修に係る社会資本整備交付金3,350万円を見込むものでございます。5目教育費補助金2,188万5,000円。主なものは、1節教育総務費補助金2,059万5,000円。内容としましては、幼稚園就園奨励費として517人分を計上するものでございます。第3項委託金、2目民生費委託金572万8,000円。主なものは、1節社会福祉費委託金の国民年金事務に係る委託料564万8,000円でございます。

第14款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金4億2,142万5,000円。主なものは、1節社会福祉費負担金では、一番上の国民健康保険保険基盤安定で、低所得者軽減分に対する県負担金として8,388万1,000円、後期高齢者医療保険基盤安定では、低所得者軽減分に対する県負担金3,788万9,000円。1つ飛びまして、障がい者へのサービス事業に対する障害者自立支援給付費に対する県負担金9,525万円を計上するものでございます。

22、23ページをお開き願います。

一番上をごらん願います。2節児童福祉費負担金では、国庫負担金で説明いたしましたが、約4,600人分の児童手当9,066万円、保育所運営に係る子どものための教育・保育給付費1億478万3,000円を県負担金として計上するものでございます。次に、第2項県補助金、1目民生費補助金2億6,965万円。主なものは、1節社会福祉費補助金では、一番下になりますが、地域密着型特別養護老人ホーム等の整備費として、地域医療介護総合確保基金交付金1億4,340万円を計上するものでございます。また、2節児童福祉費補助金では、上から2番目、子ども医療費の4,687万3,000円、中段の第3子以降保育料免除事業の1,794万4,000円、延長保育事業・障がい児受入事業に係る子ども・子育て支援交付金1,899万6,000円を県補助金として見込むものでございます。3目農林水産業費補助金6,315万5,000円。主なものは、1節農業費補助金、上から5番目になります、県単土地改良事業では、灌漑排水事業に係る事業費の35%の1,225万円を、また下から5番目になりますが、農地集積推進事業では20件分の協力金1,004万円を、また、その下の新規就農総合支援事業では、5人分の新規就農者支援金として750万円を計上するものでございます。また、農業基盤整備促進事業でございますが、川中子地内の取水堰整備に係る県補助金1,950万円を計上するものでございます。

24、25ページをお開き願います。

第3項委託金、1目総務費委託金7,519万4,000円。主なものは、1節総務管理費委託金の2,817万4,000円で、これは町の振興及び行政運営の効率化に資するため交付される県市町村総合交付金でございます。2節徴税费委託金4,600万円は、約1万5,200人分の県民税に係る徴収委託金でございます。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、1目財産貸付収入473万8,000円。これにつきまし

ては、雇用促進住宅南の宿舍駐車場、多功南原町有地ほか、町有地の貸付料でございます。2目利子及び配当金129万6,000円。これにつきましては、各基金の利子収入を見込むものでございます。

第16款第1項寄附金、1目一般寄附金、2目指定寄附金につきましては、それぞれ250件分で250万円の寄附金を見込むものでございます。

26、27ページをお開きいただきます。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億6,490万円。これにつきましては、歳出に対しての不足額を基金から繰り入れをするものでございます。2目社会福祉基金繰入金、これにつきましては、社会福祉協議会で行う地域活動推進費等に充てることとして941万6,000円を繰り入れるものでございます。

一番下になりますが、第19款諸収入、第4項雑入、3目雑入4,413万4,000円。

28、29ページをお開きいただきたいと思います。

主なものを申し上げます。一番上の自治宝くじ助成金の390万円。内容につきましては、本郷コミュニティ推進協議会の備品整備に250万円、本郷北小コミュニティ推進協議会の備品整備に140万円を助成金として見込むものでございます。上から4番目になります。派遣職員給与等経費、これにつきましては、後期高齢者医療広域連合への派遣職員の給与等の経費460万円。1つ飛ばしまして、市町村交付金として、オータムジャンボ宝くじ収益金からの交付金500万円。中段になりますが、地域内フィーダー系統確保維持費分としまして、デマンド交通に対する補助金582万円を見込むものでございます。また1つ飛ばしまして、資源売払い544万8,000円につきましては、新聞、段ボール、雑誌等の売払収入を見込むものでございます。下から6行目でございます。後期高齢者に係る健康診査等委託料として1,022万円。また1つ飛ばしまして、中学生海外派遣事業では22人分の負担金として264万円を計上するものでございます。

第20款第1項町債でございます。1目総務債では、庁舎の耐震等の改修事業で5,390万円。2目民生債では、障がい児通所施設整備事業で420万円、3目衛生債では、宇都宮市への最終処分場整備事業負担金に990万円、4目土木債では、道路新設改良事業で道路債、公園債、合わせて5,700万円、5目消防債では、3-1のポンプ車、1-4の詰所建て替え、防災無線等の整備事業で合わせまして8,900万円、6目教育債では、文化財保護環境整備事業で780万円、7目臨時財政対策債につきましては3億円を見込むものでございます。

以上で一般会計の歳入の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 説明途中ですが、本日はこれで延会といたします。ご苦労さまでした。

なお、明日も午前10時から本会議を行います。お疲れさまでした。

午後2時43分 延会